

# 非国家主体の国際法上の地位に 関する覚書（1）

湯 山 智 之\*

## 目 次

はじめに

I 企業の国際法上の地位に関する議論

1. 非拘束的文書による企業の規制 (以上、本号)

II 叛徒の国際法上の地位に関する議論

III 考 察

結論に代えて

## はじめに

本稿は、非国家主体の国際法上の地位を検討するものであり、その素材として企業や叛徒（反乱団体）といった実体を取り上げる。これらの地位に関係する文書や実行を取り上げ、その国際法上の含意を考察する。個人を含めた非国家主体の地位の全般的な検討は別の機会に行うこととし、本稿ではその試論的な考察を行う<sup>1)</sup>。

近代国際法において、国際法は国家間の法であって、国家のみが国際法主体とされ、なおかつ国際法が国家に認めるすべての権利義務を有するものとされてきた（一次的主体かつ包括的主体）。ゆえに、他の実体は国際法が認める範囲内で主体性を認められるに過ぎないとされる（二次的主体または派生的主体）。

---

\* ゆやま・ともゆき 立命館大学法学部教授

特に伝統的国際法においては、国家中心的な見地に立つ法実証主義に基づいて、国際法はその主体である国家の合意にほかならず、国家でない存在（個人など）は国家の権利義務の客体に過ぎず、個人の権利義務は国際法秩序とは区別された国内法秩序において存在する（いわゆる二元論）ものと考えられていた<sup>2)</sup>。

特に第二次世界大戦後は、国際組織（国際機構）、個人、叛徒、企業などの法主体性が議論されてきた。第二次大戦後、様々な国際文書においてこれらへの言及がなされ、その事実がこれらの実体に国際法主体たる地位を付与したものが議論されてきた。本稿はその一部についての考察を行う。

考察を始めるにあたって、一方で国際法主体（international legal subject）及び国際法主体性（international legal subjectivity）という概念と、他方で、これらに類似して用いられる国際法人（格者）（international legal person）及び国際法人格（international legal personality）の概念の異同が問題になる。

一般に「法人」は自然人ではなく団体に用いられる概念であり、「法主体」は自然人法人を含めて用いられる。国際法では、特に「国際法主体性」は能動的主体性（国際法定立能力）と受動的主体性（権利義務の保持者）の両者を含むが、「国際法人」は受動的主体性のみを意味するとされる<sup>3)</sup>。以前の学説においては、「法人格」を「法主体」より広い概念として措定する見解が多かったとされる<sup>4)</sup>。逆に、国際組織の国際法人格について考察した Rama-Montaldo は、国際法上の権利義務のいずれかを有する者を「国際法主体」とし、その中で国際的平面で関係を取り結びかつ活動する資格に関する無制限の権利を有する者を「国際法人」とする<sup>5)</sup>。

他方で、「国際法人格」と「国際法主体」を同義に解する見解もある。その代表は、国際司法裁判所の1949年の「国際連合の勤務中に被った損害の賠償に関する勧告的意見」（以下、賠償事件勧告的意見）である。同意見は、国連が「国際人格者（*personne internationale*）」であるとし、その意味するところは、国連が国際法の主体（*sujet de droit international*）であるこ

とであるとし、国際人格を「国際的な権利及び義務を保持する能力を有すること」及び「国際的請求の手段によってその権利を主張する能力を有すること」として参照した<sup>6)</sup>。

本稿では、さしあたり国際法主体と国際法人格を同義に用い、それが国際法上の権利義務を有する能力と定義して議論する<sup>7)</sup>。

## I 企業の国際法上の地位に関する議論

企業はその組織形態は様々であるが、一般的には法人である。国営企業のような場合を別として、国家から分離した存在（私企業）である。自然人とは歴然とした差異があるが、広い意味では私人（個人）に含まれ、個人が享有する国際法上の権利（人権）が企業にも認められる場合がある。本稿では、そのような場合は検討の対象から除外する。

企業は国家責任法上も、国家から分離した存在であり<sup>8)</sup>、企業が国家機関とみなされるまたは企業の行為が国家の行為とみなされるならば、企業の行為に国家が責任を負う（裏返すと国家が自己の組織の一部である企業を無条件に規制する義務を負う）ことはいうまでもない。

国際連合（以下、国連）の国際法委員会（以下 ILC）の国家責任条文に照らすと、国が企業を事実上の国家機関とした場合（第4条の解釈）、国が統治権能の一部を付与した場合（第5条）、国が企業の行為を指揮、指示または支配していた場合（第8条）、国が企業の行為を自己の行為として採用した場合（第11条）にその行為が帰属することになる（きわめて特殊なケースであるが、国家機関不在の状況で企業が国の統治者として行為した場合〔第9条〕もありうる）。また、国に帰属しない場合でも、国の管轄または管理の下にある企業の行為に対して、国が防止のため相当の注意を払うことを怠った場合は責任を負う<sup>9)</sup>。企業の場合は、国境を越えて活動するがゆえに、自国企業の他国での活動、あるいは自国企業が他国領域内で設立した子会社での活動にまで規制の義務が及ぶかは一つの論点である<sup>10)</sup>。

国際法による企業の規制については、国家の国内法による規制では不十分で、国際法が企業を直接規制する社会的必要が存在するのか、逆に企業を直接規制することが国家の役割や責任にどのような影響を及ぼすかが問題となりうる。

他方で、企業の保護については、伝統的国際法では国家の在外自国民の外交的保護を通じて保護されてきた。したがって、企業の国際法上の権利を語る場合には、国家の外交的保護を通じたシステムが不十分であるか、また企業の権利を認めることで国家の役割にどのような影響をもたらされるかが問題となる。

企業の国際法主体性についての議論の多くは多国籍企業に関するものである。多国籍企業の用語も様々（multinational enterprise, multinational corporation, transnational corporation など）であり、またその定義は難しい問題であり、後述するように国際文書では明確な定義を避ける傾向にある<sup>11)</sup>。問題の顕在化は1970年代からと言われている。多国籍企業の増加と国際社会における発展途上国の勢力拡大によるものであるとされる<sup>12)</sup>。1970年代前半は、米国企業がチリの内政に干渉したとされる事例など、多国籍企業の活動が非倫理的または違法であると非難される事例が目立つようになった<sup>13)</sup>。

1974年に国連総会が採択した「国家の経済的権利義務憲章」（決議3281）第2条2(b)は、すべての国がその管轄内にある多国籍企業の活動を規制し監督する権利、並びに多国籍企業の活動が国の法規及び経済社会政策に合致することを確保する権利を有することを認め、「多国籍企業は受入国の国内事項に干渉してはならない」と規定した<sup>14)</sup>。その後、後述するように、途上国主導で国連による多国籍企業の規制の行動指針作りが行われたが挫折した。他方で、先進国は経済協力開発機構（以下 OECD）の行動指針のように投資環境の整備に関心があったとされる<sup>15)</sup>。

1990年代以降は、多国籍企業による「人権侵害」などが非難される例が見受けられるようになった。この背景には、「国家の後退」と呼ばれる現

象があると指摘される。経済のグローバル化に伴って国家の役割は縮減した<sup>16)</sup>。特に途上国においては、腐敗など政府のガバナンスの不全に加えて、外国企業の受入れに積極的なあまり、自国民の人権の侵害や環境の汚染を監視し規制するインセンティブに欠けるとされる<sup>17)</sup>。他方で企業の力は伸張した。世界規模で事業を展開できるため、事業の拠点を人権保護や環境保護を含む、規制の緩やかな国に移転して厳しい規制を回避することができる<sup>18)</sup>。

このような事象に対して、国家が管轄下の個人の行動を規制することを前提とした主権国家のシステムは、実効的に対処することはできないとの指摘もある。すなわち、一方で、前述したように、受入国は規制の十分な意思または能力を持たない。他方で、企業の本国は当該企業の領域外の行動の規制に関心を持たないことが多い<sup>19)</sup>。また、企業についても、収益を第一の目的とする組織体であり、非倫理的に行動することもあると指摘されている<sup>20)</sup>。

これに対して、グローバル化が企業の行動に対する監視や批判を促進した側面もあるとされる。人権問題や環境問題がグローバル・イシュー化し、企業の行動が NGO や投資家の監視の対象となった。「企業の社会的責任 (CSR)」概念の普及にみられるように、企業が自主的に規制を行うことも多くなった<sup>21)</sup>。

こうした流れの中で、これまでにいくつかの行動指針や国連グローバル・コンパクトといった、非拘束的文書や任意での遵守の形で企業の規制は行われてきた。

## 1 非拘束的文書による企業の規制

### (a) 国連の行動指針作成作業

多国籍企業の規制はまず国連において議論され、行動指針作成の作業が行われた。合意にはいたらなかったが、簡単にその経緯と内容を概観する<sup>22)</sup>。

1972年に国連経済社会理事会（以下、経社理）が設置した専門家グループが、1974年に提出した報告書において行動指針の作成を勧告し、これを受けて経社理は同年、その補助機関として多国籍企業委員会を設置し、国連事務局内に多国籍企業センターを設置した。同委員会は、交渉を政府間作業グループに委任して1977年から交渉が開始された。

しかし、この交渉は行き詰まった。1982年に、より多くの国の意見を反映させることを意図して作業グループは解散し、交渉は多国籍企業委員会のすべての国が参加できる特別会合（special session）に移行した。同特別会合は1983年に（最終決定を留保し、合意できない部分は括弧書きのままで）多国籍企業行動指針案を作成した<sup>23)</sup>。しかし、1986年1月以降、特別会合は開かれず、1990年には特別会合議長が改訂した草案を諸国に提示した<sup>24)</sup>が、各国の反応は消極的であった。1992年には国連総会議長や特別会合議長のイニシアチブで非公式協議が行われたが、各国の姿勢は変わらず、1993年に多国籍企業委員会は交渉の事実上の終結を経社理に報告した<sup>25)</sup>。同年、多国籍企業センターは廃止され、翌年、多国籍企業委員会は、国連貿易開発会議の下の国際投資及び多国籍企業委員会に改組された。

行動指針の交渉の間、先進国は消極的なままであったが、途上国グループの中で、一定の国々が国際投資の誘致のために強い姿勢をとらなくなったことが、交渉がまとまらなくなった原因であるとされている<sup>26)</sup>。

交渉において主要な争点となったのは、その形式であって、先進国はガイドラインまたは原則といった任意の指針として、総会決議など法的拘束力のない勧告の形式にとどめることを主張したのに対して、途上国（及び社会主義国）側は法的拘束力のある条約（国際的な実施のメカニズムをも備えた）にすることを主張した。また、途上国が多国籍企業の規制を重視するのに対して、先進国は、多国籍企業の活動の自由を保障するべく拘束力のないものにとどめ、また受入国が企業に付与する待遇（企業にとって有利な地位）をも指針の対象とするとの立場をとった<sup>27)</sup>。ゆえに1983年の指針案の文言も「ものとする（shall）」と「すべきである（should）」の両者が併

記されている。

国連の行動指針案は、公的所有の形式を含むかについては両論併記であるが、一致している部分では、法的形式や活動分野を問わず、2以上の国の実体（構成体）からなる企業で、意思決定の中心を通じて一貫した政策及び共通の戦略を許す意思決定の体系を持ち、一方の実体が他方の活動に影響し、並びに特にその知識、資源及び責任を共有するものとして定義されている。また、指針の規定はすべての企業にとっての良き慣行（good practice）を反映するもので、多国籍企業と国内企業の行動の区別の導入を意図するものではなく、両者は同一の期待の下に置かれるべきであるとした<sup>28)</sup>。

主な内容は、一般原則として、多国籍企業は受入国の主権と法を尊重し、受入国の開発に関する政策や優先順位に合致して活動し、受入国の社会的文化的目的、価値及び伝統を尊重し、受入国政府と締結した長期の契約の再検討及び再交渉のため協力し、受入国において人権を尊重し、受入国の国内事項に干渉することを差し控えることをすべきである、またはするものとするを規定していた。

各論としては、多国籍企業の組織、国際収支及び金融取引、移転価格の規制、制限的商慣行の規制、技術移転、課税、消費者保護、環境保護、情報開示などが定められていた<sup>29)</sup>。

行動指針案には、受入国の多国籍企業に対する待遇に関する規定があり、その中で特に二つの点について先進国と途上国の間で見解が対立し、交渉停滞に寄与したとされている。一つは、多国籍企業に付与する待遇の程度についての対立であり、在留外国人の待遇に関するいわゆる国内標準主義と国際標準主義の対立の再現である。先進国は受入国による国際最低基準（多国籍企業と締結した契約の尊重を含む）の遵守を主張し、途上国は国内法によることを主張した。草案の文言は、国際法の参照を明確に含めるよう要求していた先進国を満足させるものではなかったとされる。もう一つは、企業の国有化に伴う補償の基準（適当な補償かいわゆる Hull 3 原則

か）、適用法規（受入国の国内法か国際法か）及び紛争解決手続（受入国国内裁判所に限定するのかそれとも仲裁なども認めるのか）に関する相違である<sup>30)</sup>。

それ以外にも、腐敗の防止については合意された具体的な文言はなく、南アフリカの人種差別政権との関係断絶を求める条項については、先進国と途上国・社会主義国の見解は対立したままであった。国内事項への干渉の禁止も大きな論点となったが、認めることで暫定的な合意がなされたとされる<sup>31)</sup>。

なお、国連の行動指針案については、興味深い議論がなされている。それは、外国人の待遇に関する伝統的国家責任の慣習法（いわゆる国際標準主義や国有化とその補償に関する原則など）との関係である。先進国はこうした慣習法規則が（条約などの明文の規定により排除されない限り）多国籍企業の待遇においても適用されるので、行動指針の規定に優先し、行動指針はそこから逸脱してはならないむしろそれを編入しなければならないという。他方で、途上国は、こうした慣習法規則は存在しない（存在したとしても20世紀後半の発展を考慮すべきである）ので、（条約の明文の規定のない限り）受入国の国内法の適用によると主張する。これに関連して、多国籍企業センターは、伝統的国家責任法は途上国の参加や同意なしに確立されたもので、内容も国際投資の一方の側に有利であって衡平ではない。また受入国の経済への影響の大きさからいって企業には個人とは異なる待遇が必要である。ゆえに、多国籍企業を国及び国際社会の利益に対応させる基準の確立が必要なのであり、指針の作成作業は、法的拘束力の有無を問わず、新たな規範の生成の過程の一部なのであるとの見解を示した<sup>32)</sup>。

つまり、ここでは非拘束的文書であっても、国際慣習法を形成しようという、非常に興味深い見解が見受けられる。

#### (b) OECD 多国籍企業行動指針

OECD は、1976年に「多国籍企業に対する指針」を採択した<sup>33)</sup>。これは、OECD 加盟国政府によって採択された、「国際投資及び多国籍企業に



関する宣言」の附属文書であり、同宣言の中で加盟国が領域内で活動する多国籍企業に対して当該指針の遵守を勧告している<sup>34)</sup>。したがって、宣言自体は、OECD の機関の決定ではなく、その枠外でなされた政治的合意である<sup>35)</sup>。さらに、OECD 理事会は関連する四つの決定を採択し、その一つは行動指針に関する政府間協議手続の設置を決定している<sup>36)</sup>。指針策定の交渉は1973年に OECD 執行委員会によって行われた。途上国が数的優位を保持する国連による規制的な指針作成に対抗して策定されたものとされている<sup>37)</sup>。

その主要内容（採択時の）は、前文並びに、「一般的政策」「情報の開示」「競争」「金融」「租税」「雇用と労使関係」及び「科学と技術」の七つの部分からなる。前文では、多国籍企業の重要性和経済への有用性を認めつつも、国境を越えて事業を組織することの進歩が経済的力の集中の濫用や加盟国の国家政策目的との抵触をもたらしうること、多国籍企業の複雑さ、並びに構造、活動及び政策の認識の困難さが懸念されうることを述べ、加盟国の共通目的は、多国籍企業の経済などへの積極的貢献を奨励し、その活動がもたらす困難を最小限にし解決することであり、この目的は多国籍企業が所在する各国の協力なしには達成できないとして、本指針の趣旨を述べている<sup>38)</sup>。

また、前文では、多国籍企業の法的定義は必要ではないとしつつも、多国籍企業とは、その所有が私有、国有またはそれらの混合であるかを問わず、複数の国で設立された会社または他の実体で、1以上の実体（構成体）が他の実体の活動に対して顕著な影響力を行使することができ、特に他の実体の知識及び資源を共有できるほどに関連しているものであるとする。指針は多国籍企業内の様々な実体（親会社及び現地会社）を対象とするという。そして、指針は多国籍企業と国内企業の待遇の差異を導入することを目的とせず、すべての企業にとっての良き慣行を示すものである。ゆえに、双方ともにその行為に関して同一の期待の下に置かれるという<sup>39)</sup>。

指針は国家ではなく多国籍企業を名宛人としている。例えば、「一般的

政策」では、企業は、活動加盟国の一般政策目的に十分に考慮を払うこと、経済的社会的進歩——それには産業及び地域の発展、環境の保護、雇用機会の創出、発明の促進並びに技術移転が含まれる——に関する国の目的及び優先事項に妥当な考慮を払うこと、責任あるポストの採用にあたって国籍に関する差別なく個人の資質を考慮すること、公務員への贈賄を行わないこと、現地の政治的活動に不適切な関与を差し控えることなどをすべきである（should）とされている<sup>40）</sup>。

この指針の法的性格について、その前文は次のように述べている。すなわち、指針は、「加盟国によってその領域内で活動する多国籍企業に共同で向けられた勧告である。これらの指針は（中略）様々な加盟国でこれらの企業の活動についての基準を定めるものである。指針の遵守は任意のもので法的に執行可能なものではない（voluntary and not legally enforceable）。しかし、それらは、これらの企業の活動が活動する国の国家政策と調和したものであることを確保すること、及び企業と国家との相互の信頼の基礎を強化することに資するべきである」<sup>41）</sup>。

したがって、指針への法的拘束力の付与は意図されていない。文言も「すべきである」の文言が用いられ義務的なものとなっていない。これは、複雑な経済事情の中で私企業を法的に規制することは、受入国の経済にも企業の利益追求にも有益ではないとの理由から、柔軟な措置を支持した米国の主張によるところが大きいとされる<sup>42）</sup>。

指針自体に法的拘束力は付与されていないものの、その実施のメカニズム（フォローアップ手続）は、OECD 設立条約第5条(a)に基づく理事会の拘束力ある決定（多国籍企業に関する指針に関する政府間協議手続に関する理事会の決定）によって規定されている。1975年の決定で設立された、政府代表によって構成される、理事会の下部機関である国際投資及び多国籍企業に関する委員会（現在は投資委員会）において、定期的にはまたは加盟国政府の要求により指針に関する協議がなされる。委員会は指針の「明確化」の権限を有し、後述するように、付託された個別企業の行動の問題を扱うこと

ができ、加盟国の提案に基づく委員会の決定により、申立ての対象となった企業が意見を表明することができるが、被付託企業の行動に関して結論を下してはならないとされる<sup>43)</sup>。1979年の改訂により、それまで諮問的資格で参加していた、それぞれ各加盟国の経営者及び労働者の代表によって構成される経済産業諮問委員会と労働組合諮問委員会にも付託の権限が認められたほか、対象企業などの当事者が希望すれば委員会に意見を表明することが認められるようになった<sup>44)</sup>。

最初の採択時の指針には、国連の行動指針案で対象となっていた、発展の奨励、消費者保護、腐敗の防止、国内事項への不干渉については、詳細な規定はなかった<sup>45)</sup>。しかし、指針は、その後5回の改訂が行われ、内容の増補がはかられている。特に2000年に、指針の適用範囲が企業の活動するすべての場所へと拡大され、取引相手への適用も奨励され、多国籍企業はその活動によって影響を受ける者の国際的に承認された人権を尊重すべきであるとの規定が置かれ、人権や雇用の部分が拡充され、腐敗防止、環境保護や消費者保護の章が加えられるなど、大幅な改訂がなされた<sup>46)</sup>。最新のもの(2011年採択)は、「I. 概念と原則」「II. 一般的政策」「III. 情報開示」「IV. 人権」「V. 雇用と労使関係」「VI. 環境」「VII. 贈収賄、贈収賄の勧誘と強要との闘い」「VIII. 消費者の利益」「IX. 科学と技術」「X. 競争」「XI. 租税」の11章で構成されている<sup>47)</sup>。現行の指針にいたるまで、OECDの機関の決定ではない参加国政府による宣言の形式は維持されている。

実施手続についても、2000年の改訂により大幅な変更が施された。その主なものは、参加国は国別連絡窓口(NCP)を設置しなければならないとされた点である。NCPは指針の実効性を強化するもので、1984年の改訂で設置されていたものであるが、構成について各国に裁量があり(政府の公務員で構成することも認められ、実際そうする例が多い)、公平性や独立性の原則に従い、ビジネス、労働者組織、非政府団体その他の利害関係者に開かれ、具体的事例において提起された問題の解決を支援するものである

（法的拘束力を持った決定を行うことはできない）。OECD 投資委員会は、NCP の活動に関して支援や検討を行う<sup>48)</sup>。

実施手続の実際の運用では、個別企業の行動から生じた指針の適用に関する紛争で、国内的に解決できないものは、委員会の「意見交換」の手続に付託される。委員会の役割は裁判というより、周旋や仲介のそれであるとされる<sup>49)</sup>が、前述の禁止にかかわらず、対象企業の名前を言及しないまま一般的抽象的な形で委員会によって表明される指針規定の「明確化」が、「違反」があったとの含意であれば事実上の非難となり、個別紛争の解決に資するものとなっているという。付託の多くは労働組合によるものであり、内容も「雇用と労使関係」に関するものが多いとされる<sup>50)</sup>。

このような OECD の多国籍企業指針であるが、非拘束的文書であるにもかかわらず、実施手続の存在により大きな影響力や「実効性」を持っていることは否定できず、いわゆるソフトローとして企業の行動を促進または抑止していると指摘される<sup>51)</sup>。

指針は国際法上はどのように評価されるであろうか。法的拘束力がないとの明文の規定がある、すなわち拘束力を付与する意思の欠如ゆえに、指針が条約であるということとはできない。また、法的拘束力を付与する意思の欠如ゆえに、法的信念を欠き、慣習法を構成しうるものともいえないであろう<sup>52)</sup>。また、実施手続が大きな役割を果たしているといっても、それが拘束力ある決定を下すことができない点も指針が拘束力のないことの傍証となるし、また事後的な指針の拘束力の獲得をも妨げるものである<sup>53)</sup>。

行動指針の法的拘束力を認める見解として Baade のものがある。それによれば、指針がそれ自体、法的拘束力がないとしても、他の方法で法的拘束力が付与されることは妨げられないという。非拘束的であるとの言明が慣習法となることを一定程度妨げるものの、慣習法化の余地はある<sup>54)</sup>。特にフォローアップ手続は、企業が指針に違反したとの苦情を取扱い、指針の実効性を維持するもので、取扱う OECD の委員会は政府代表により構成されるので、国家実行として（OECD 加盟国という集団における）慣習

法規則の形成にいたる可能性はあるという。

Baade が特に重視するのは、東部グリーンランド事件や核実験事件などの国際司法裁判所とその前身の判例で判示された、誠実の原則に基づく一方的宣言（それに反する立場をとることを禁じられる）としての拘束力である。Baade は、指針がそれに付属していたところの閣僚宣言（実際は指針）のフォローアップ手続設置に関する文言に注目する。すなわち、加盟国が当該手続の設立に合意し、多国籍企業規制の抵触の場合にはその解決のため誠実に協力するであろうというものである。この論者はそこに指針への法的拘束力付与の意図が読み取れるという。各国が指針を実施する国内法を制定し適用している事実にも着目する。さらに、指針が任意のもので法的に執行可能なものではないとの箇所についても、その目的は限定されているという<sup>55)</sup>。

この見解は、指針がただちに慣習法であるということとはできないが、フォローアップ手続の発展によっては慣習法の地位を獲得しうるとし、他方で一方的宣言としての拘束力を見出すものである。

Merciai は、行動指針の法的性格を否定しつつも、賠償事件勧告的意見に従って、多国籍企業が国際法上権利義務を付与されていて、かつそれを国際的手段により請求することができるのであれば、主体と認められるかもしれないという。しかし、多国籍企業は規範の形成に参加する権能を持たず、国際法秩序における規範を修正する権能を持たない。企業の行動指針への参加は、指針の非拘束的性格ゆえに副次的なものにとどまり、指針の当事者ではない。ゆえに間接的な名宛人にとどまるという<sup>56)</sup>。この見解は国際法定立能力を含める、国際法主体性の広い理解を前提としているように思われる<sup>57)</sup>。

現状では、本指針は法規範性の付与を意図されたものではなく、非法律的文書であるといえる。ゆえに、多国籍企業が国際法上の権利義務を付与されているということとはできない。もちろん、当初は非法律的文書に過ぎないものが、その後の実行において法規則として扱われることで指針参加

国間で慣習法の地位を獲得し、当該慣習法規範に基づいて多国籍企業が国際法上の権利義務を付与される、すなわち国際法主体となる理論的可能性はあるかもしれない。ただし、文書の内容が非義務的な文言を用いているがゆえに、そのままでは企業に実体的義務を付与したことにはならない。指針が慣習法化するというよりは、その内容を義務的なものに変更してそれを適用する国家の行動が国家実行として慣習法が成立するというのが正しいであろう<sup>58)</sup>。

また、本指針のフォローアップ手続において、行動指針が一定程度の遵守の実効性を獲得しているとしても、現状では、法規範性が付与されるとの明白な証拠を見出すことはできないように思われる。したがって、多国籍企業が実定法上の地位を付与され、国際法主体であるということは困難であろう。

さらに、いわゆる禁反言の法理により、一方的宣言として拘束力を持つとの議論についても、まず法的拘束力の付与が意図されていない上に、かりにそのように考えとしても権利義務関係は国家間に限定されるであろう。本来国際法主体でない企業に対して国際法の次元で信頼を付与することは考えられない。また、もし禁反言を語ることもできるとしても、それは国家が何らかの義務を引き受けた場合にのみ成立するものである<sup>59)</sup>。

なお、非拘束的文書とされた理由が、規制が私企業の経済活動に影響しうるものであり、また、各国の経済的事情との関係も意識されていたことも注目される。そして、多国籍企業の組織や活動の複雑さが、その定義の困難さや、国内企業にも適用するとの帰結をもたらしている（この点は国連の指針案についても同様である）ことも特筆すべきである。

### (c) ILO の多国籍企業と社会政策に関する 3 者原則宣言

企業を対象とする行動指針については、国際労働機関（以下 ILO）理事会が1977年に採択した「多国籍企業と社会政策に関する 3 者原則宣言」<sup>60)</sup>も著名である。ILO は本テーマに関する検討を1972年に開始し、加盟国

の政府、使用者代表及び労働者代表の3者間専門家会合及び3者間協議会合での議論を経て採択されたもので、起案にあたっては、OECD 行動指針も参考にして非拘束的文書の形式がとられたとされている<sup>61)</sup>。

本原則宣言は、冒頭で、多国籍企業の重要性を認め、多国籍企業が資本、技術及び労働力の利用によって、本国及び受入国双方に実質的利益をもたらしていることを認める。また、多国籍企業が経済的社会的福祉の促進、生活条件の向上及び基本的ニーズの充足、雇用機会の創出及び人権の享有に貢献していることを認める。他方で、国家的枠組を超えた活動を組織することが、経済的力の集中の濫用並びに国家の政策目的及び労働者の利益との抵触をもたらし、多国籍企業の複雑さと様々な構造、活動及び政策を認識することの困難さが、国家の懸念をもたらしているとの認識を述べる。そして、本宣言が、多国籍企業が経済的社会的進歩に果たす貢献を奨励し、その事業によって生じる困難を解決することにあると述べている<sup>62)</sup>。

また、多国籍企業の定義については、OECD 行動指針と同様に、詳細な法的定義を要しないとしつつ、私有、公有またはその混合であるかを問わず、根拠を置く国の外で、生産、サービス、流通その他の施設を所有または支配する企業を含むとしている。その内部での実体（構成体）の自立性の程度は、実体間の関係の性質や活動分野に応じて多様であり、所有の形式、規模、事業の性質及び場所に応じて多様であるが、本宣言はすべての実体に適用されると述べる。他方で、これも OECD 指針と同様に、本宣言が多国籍企業と国内企業の待遇の不平等を導入するものではなく、それらは良き慣行を反映するものであって、両者は同一の期待の下に置かれるとしている<sup>63)</sup>。

本宣言は、前文に続いて「一般的政策」「雇用」「職業訓練」「労働及び人命の条件」「労使関係」の各部分から構成される。多くは多国籍企業を名宛人とするが、(OECD 指針と異なり) 政府を名宛人とする項目も多く、国の使用者組織及び労働者組織を名宛人とする項目もある。

多国籍企業が尊重すべきものの中には、世界人権宣言及び国際人権規約、ILO 憲章及びその原則（表現及び結社の自由）への言及もあり、団結権や雇用差別に関する ILO 条約やいくつかの ILO 勧告について、政府だけでなくすべての当事者が社会政策における指針として参照すべきであるとする<sup>64)</sup>。2000年の改正では、1998年に ILO 総会が採択した「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」も尊重すべき対象に追加された<sup>65)</sup>。2006年の改正の後、現行の2017年の改正では、国連人権理事会の「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）なども考慮されている<sup>66)</sup>。

この原則宣言も拘束力の付与は意図されていない。前文第7パラグラフは、「本宣言は、雇用、訓練、労働と人命の条件、及び労使関係の分野において、政府、使用者組織及び労働者組織、並びに多国籍企業が、任意の基礎で遵守するように勧告される原則を規定する」としているからである<sup>67)</sup>。文言上も、「多国籍企業は……すべきである（should）」との用語が用いられている<sup>68)</sup>。

本宣言自体は実施に関する規定を欠いている。原則の宣言のみで十分で、実施のメカニズムは不要であると考えられたとされる<sup>69)</sup>。しかし、採択の翌年に ILO 理事会は、加盟国政府に対して、3年毎に原則宣言の結果を調査すること、及び1980年に最初の検討が行わなければならないことを決定した<sup>70)</sup>。理事会の下部機関として3者それぞれから5名ずつの委員で構成される多国籍企業委員会（後に、法的問題国際労働基準委員会の下部機関としての多国籍企業小委員会）を設立し、政府はその質問項目に回答しなければならないとされた。1981年から、OECD 行動指針の手續にならって、この委員会に、個別企業の実行に起因する宣言の解釈の不一致（純粹に国内的性格のもの、ILO 条約または勧告に関するもの、結社の自由委員会の手續に属するものを除く）について、政府、使用者組織または労働者組織からの「解釈の要求」により、「解釈」を行う権限が付与された。関係する企業が委員会に対して見解を表明することも認められるが、企業の行為について判断してはならないとされる<sup>71)</sup>。



この手続で申し立てられたものは労働者の人権に関わるものだけでなく、雇用機会の増大や受入国国民の雇用促進、事業の変更の通知、恣意的解雇の防止など多岐にわたるといえる。ただし、OECDのフォローアップ手続に比べると利用の頻度は多くはないという<sup>72)</sup>。

(d) 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、1999年に Davos で行われた世界経済フォーラムで Annan 国連事務総長（当時）が発表し、ビジネスの指導者に企業の実行に包含し策定するよう求め、翌年に開始されたものである<sup>73)</sup>。グローバル・コンパクトは、国連、並びに国連人権高等弁務官事務所、国際労働機関、国連環境計画及び国連開発計画（後に国連工業開発機関及び国連薬物犯罪事務所が参加）を中核とした、企業及びステークホルダーとの任意のパートナーシップである。これは、人権、労働及び環境の分野の中核的価値である九つの原則（2004年に腐敗防止の分野の1原則を追加して10の原則となった）であって、企業にその影響力の範囲内で（within their sphere of influence）これらの中核的価値を包摂、支持及び制定することを求めるもので、具体的には、第一に当該原則を自己の企業文化、戦略及び事業の不可分の一部とすることによって責任を持ってビジネスを行うこと、第二にグローバル・コンパクトを促進するステークホルダー間の協力により問題の解決を促進することを目標としている<sup>74)</sup>。

グローバル・コンパクトの原則とは、(1)国際的に宣言された人権の保護の支持及び尊重、(2)人権侵害に加担（complicit, 関与）しないことの確保、(3)結社の自由と団体交渉権の実効的承認の保持、(4)強制労働の撤廃、(5)児童労働の実効的廃止、(6)雇用及び職業に関する差別の撤廃、(7)環境問題への予防的アプローチの支持、(8)より大きな環境への責任を促進するイニシアチブをとること、(9)環境に親和的なテクノロジーの発展と普及の奨励、(10)強要及び贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗に抗して活動することであって、これらを企業（businesses. 多国籍企業に限られない）はす

べき（should）ものとされている。例えば、第1原則は、「企業は国際的に宣言された人権の保護を支持し尊重すべきである」と非義務的な文言を用いている<sup>75)</sup>。

グローバル・コンパクトの10の原則については、Webサイトでコメントリーが公表されている。例えば人権に関しては、企業の人権の支持及び尊重の具体例は、職場におけるものと社会に対するものに分けられ、前者には、職場における安全かつ衛生的な労働条件の提供、結社の自由の保障、無差別の確保、強制労働及び児童労働を利用しないことの確保、基本的な健康、教育及び住居へのアクセスの提供などが挙げられている。後者には、強制移動の防止、現地社会の経済的生計の保護、並びに事業、被用者、消費者及び現地社会に影響する事項に関して意見を表明することなどが挙げられている。また、第2原則については、加担の形態を三つに分類している。すなわち、直接の加担（人権侵害に使用されることを知りつつ製品やサービスを提供する）、利益による加担（人権侵害から利益を得る）、沈黙による加担（系統的または継続的人権侵害に直面して沈黙するまたは不作為でいる）である<sup>76)</sup>。

このグローバル・コンパクトは、企業または団体が自発的に参加するものであり、グローバル・コンパクトとその原則を実施し、その戦略、文化及び事業の一部とすることを国連事務総長に宛てて約束した企業は、参加から1年以内に、その後は毎年、進歩についての報告書（コミュニケーション）を提出する義務を負う。この報告書には、最高執行責任者による約束の更新、原則実施のためにとった行動の説明、成果の評価が含まれていなければならない。団体の場合には、グローバル・コンパクトとその原則を支持する団体は、参加から2年以内に、その後は2年毎に支持のための努力を説明する取組みについての報告書を提出しなければならない<sup>77)</sup>。

企業が負う義務は年次報告の提出のみで、それを審査する手続は存在しない。ただし、2004年に制定された手続（2013年に改訂）によれば、所定の条件をみたまず報告書を提出した企業は「Active」に、10原則及び持続可

能な開発目標 (SDGs) の実施とそれらの情報の開示及び検証などの記載があるものは「Advanced」に、報告書が所定の条件をみたさないものは「Learner」に分類される。報告書提出の遅延がある企業及び1年の猶予期間が終了した「Learner」の企業については、「non-communicating」の企業として公表され、1年以内に(再)提出がなければグローバル・コンパクトから除名されることになっている(再参加は可能であるが、報告書の(再)提出が必要である)。また、参加団体のグローバル・コンパクトの目的及び原則の系統的または著しい違反(abuse)の申立てがある場合には、対話促進のプロセスがとられることになっている<sup>78)</sup>。

このグローバル・コンパクトには世界各国の1万を超える企業・団体(その6割が企業)の参加がある<sup>79)</sup>。企業の中には、人権の尊重を内部規範として有しているものもある<sup>80)</sup>。

国連グローバル・コンパクトは、特に企業の社会的責任、特に人権の尊重の促進に事実上、大きな効果を上げたとされている。しかし、それ自体は非拘束的な原則であって、企業の自主的な約束に依存している点が特徴である。OECD 行動指針及びILO 3者原則宣言と比較すると、実施手続が十分に整備されていないことが指摘される<sup>81)</sup>。

非拘束的文書とされた理由として、多国間の枠組で文書作成を進めることは、国連による多国籍企業行動指針作成の失敗の経験もあり、国連加盟国の支持を得られるとは限らない。多様な利害があり、特に多国籍企業の本国においては企業を保護しようとする意思が強い。ゆえに、意図したとおりの内容になるとは限らない<sup>82)</sup>。また、国連の事務局のみで企業を規制する国際法規範を定立することは不可能である。

グローバル・コンパクトに関する議論の中で、企業に対する規制的アプローチよりも、国連と企業のパートナーシップを通じて、自主的な企業の行動を促すアプローチが採用され、その理由の一つとして、国家を通じて多国籍企業を規制することの困難さが挙げられている。国境を越えて事業を展開する企業を監視する能力を国家は持たないからという<sup>83)</sup>。もしそう

であれば、国家の役割の後退を示す事実ではある。しかし、国境を越える活動を条約で規制する例は存在するのであり、政策的にソフトローによる規制が選択された事実が重要である。

また、企業の組織や活動は経済の発展などにより急激に変化するもので、この事実はハードローによる企業の規制を不適当なものにすることも指摘される<sup>84)</sup>。これはソフトローが採用される理由としてよく挙げられるものである<sup>85)</sup>。

グローバル・コンパクトが企業に遵守を求めた内容は、国家間の合意または文書（世界人権宣言、ILOの労働における基本的原則及び権利に関する宣言、環境と開発に関するリオ宣言、腐敗防止条約など）によって、その重要性が国際的に受け入れられた分野であり、企業によるCSR報告書の作成や企業別行動指針の策定など、すでに企業によって対応がなされてきた分野であるとして発足が正当化されている<sup>86)</sup>。しかし、これらの文書は国家を名宛人とし国家が遵守すべき内容を定めているのであって、そこから直ちに企業が遵守すべきものであると導くことはできない<sup>87)</sup>。

グローバル・コンパクトの規範的性質が否定されるとしても、企業の側の受諾から規範性を導く見解もある。それは、企業による義務の受諾の実行が国際慣習法を創設するというものである。

例えば、Hessbrueggeは、企業による国の人権侵害への加担を禁止する慣習法規則の実行の一つとしてグローバル・コンパクト第2原則の受諾を挙げる。非国家主体による行動指針などの義務の受諾が慣習法の存在決定のために考慮されうる可能性を認める。国際司法裁判所規程第38条1項bの「一般慣行」はその主体を国家に限定していないという。また、旧ユーゴ国際刑事裁判所・上訴裁判部のTadić事件管轄権判決（1995年）が慣習法の認定にあたって、非国家主体による一方的な義務の受諾の事実を考慮したこと<sup>88)</sup>も援用する。非国家主体が自身の行為によって国際法主体に「上昇（boosting）」するという<sup>89)</sup>。

後述するように、そもそも国際法主体ではなく国際法定立能力を持たな

い非国家主体の側の一方的約束や国家との合意によって、あるいは「一般慣行」を通じて、それが国際法上の権利義務を獲得し国際法主体となりうるかは、本稿で扱う他の分野にも共通する問題である。ここでは、このような議論があることに留意しつつ、他方で、ここでは真の意味での義務の受諾があるかを問題にしなければならない。De Brabandere は、拘束力のない文書の受諾を義務の受諾と解することはできないという<sup>90)</sup>。文書の拘束力の欠如だけでなく、文言が義務的であるかどうかも重要であり、その上で義務の受諾を論じなければならない。文言が義務的でなければ、別に義務的な規範を受諾している証拠が必要であろう。

少なくとも現時点において、文書の性質からも、企業の側の「受諾」の点からみても、国連グローバル・コンパクトの原則を実定国際法のいずれかに位置づけることは困難であるように思われる。

#### (e) 小 括

この節では、(多国籍)企業を対象とする非拘束的文書を考察した。規制的アプローチがとられず、ソフトローによる規制が選択されるのは、私企業の経済活動への配慮や経済状況の変化しうる性質、特に多国籍企業の規制の困難さなどの事情による硬直した規範を課すことへの抵抗があるように思われる。また、多国籍企業の組織及び形式が多様であって、定義が難しいことも一つの要因であるように思われる。

それが事実上大きな影響力を持っている<sup>91)</sup>としても、国際法の観点からは規範性が重要である。国際法主体が国際法上の権利義務を有する能力であるとする、非拘束的文書が企業に国際法上の権利義務を付与しているかどうか、すなわち文書が条約または慣習法であるかが重要である。また、内容も規範的なものであることが重要である。

ソフトローの形式が選ばれ、採択の時点で行動指針などに拘束力の付与は意図されていない。文言上も義務的ではない<sup>92)</sup>。それが実施手順を通じて事後的に拘束力を獲得する可能性がないわけではなく、実際そのような

見解もある<sup>93)</sup>が、本節で取り上げた文書については、そのように考えることはできない。非拘束的文書が慣習法の規則となることは容易ではなく<sup>94)</sup>、そのためには、当初の文書自体に拘束力が意図されていなくて、かつその文言が義務的でない以上、法的信念は文書そのものからは導かれず、それとは区別された国家の行動の中に求められなければならない。国家の一方的約束としての拘束力を説明する見解もあるが、それによって企業に権利義務を創設しうるかは疑問である。また、企業の側の受諾によって、国際法上の義務を語る見解もあるが、解決すべき理論的課題があるように思われる。

これらの規範に関する限りでは、企業は国際法上の権利義務を付与されず、国際法主体ではないと考えるべきであろう。

- 1) 筆者は同様の検討を行ったことがある。拙稿「非領域的実体の国際法上の地位に関する覚書」香川法学32巻3・4号（2013年）131頁。
- 2) K. Parlett, *The Individual in the International Legal System* (2011), p. 13.
- 3) 横田洋三「国際組織の法主体性」寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題』（有斐閣、1986年）109頁。また、植木俊哉「国際組織の概念と「国際法人格」」柳原正治編『国際社会の組織化と法』（信山社、1996年）48頁参照。
- 4) Parlett, *op.cit.*, p. 29.
- 5) M. Rama-Montaldo, *International Legal Personality and Implied Powers of International Organizations*, *British Yearbook of International Law*, 1970, p. 137.
- 6) *ICJ Reports 1949*, p. 179. 勧告的意見は、国連が加盟国に対してその尊重を要求する権利を有することが法人格を有することであり、法人格を有するならば加盟国に課せられた義務から利益を得る能力を有すとも述べている。*Ibid.*, p. 178.
- 7) 学説には、これと異なる法主体性の定義もあるが、後で検討する。
- 8) ILCによれば、国際法は、詐欺や租税回避のための道具である場合を別として、国内法上の企業の（国家からの）一般的分離を認めているという。Commentary to Article 5, para. 6, *Yearbook of International Law Commission* (hereinafter *ILC Yearbook*), 2001, vol. 2, part 2, p. 43.
- 9) 詳細は拙稿「国際法上の国家責任における「過失」及び「相当の注意」に関する考察（三）」香川法学24巻3・4号（2005年）35頁参照。
- 10) 困難な問題が生じるのは国家が所有する企業の場合である。ILCによれば、国家による所有や従属にかかわらず、当該企業の行為は国家に帰属しない。企業が政府権能の要素を行使していたり、国が特定の結果を得るために企業に対する所有権や支配を行使したり

した場合は帰属するという。Commentary to Article 5, para. 6, *ILC Yearbook*, 2001, vol. 2, part 2, p. 43. 有力説及び判例も、国と国家企業の人格の分離を尊重しつつ、政府の支配の程度よりも国家企業が行使する政府機能の存在を重視していたとされる。J. O. Voss, *The Impact of Investment Treaties on Contracts between Host States and Foreign Investors* (2011), p. 139. また、投資仲裁例における企業の行為の国家への帰属の動向については、西村弓「投資紛争における行為の国家への帰属」小寺彰編『国際投資協定』（三省堂、2010年）175頁参照。

国家責任法を通じた企業の規制については、参照、J.A. Hessbruegge, Human Rights Violations Arising from Conduct of Non-State Actors, *Buffalo Human Rights Law Review*, vol. 11 (2005), p. 46; A. Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (2006), p. 263; C. Ryngaert, State Responsibility and Non-States Actors, in M. Noortmann et al. (eds.), *Non-State Actors in International Law* (2015), p. 163.

- 11) Clapham, *op. cit.*, p. 199; P. T. Muchlinski, *Multinational Enterprises and the Law* (1999), p. 12. 当初は「multinational corporation」の語が用いられたが、「corporation」は株式会社を含意するので、「enterprise」が用いられるようになった（OECD 指針など）。国連の行動指針案では代わって「transnational corporation」の語が採用された。これは「transnational」が国境を越えて事業を行うことを適切に指示している（「multinational corporation」は複数の国の実体によって共同して所有・支配される企業である）との議論があったことによる。また、株式所有、越境合併、契約による従属関係、合併事業などその法的形式も多様である。*Ibid.*, pp. 12 and 57. Cf. P. Muchlinski, Corporation in International Law, in R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol. 2 (2012), p. 797.
- 12) P. Dumberry and É. Labelle-Eastaugh, Non-state actors in international investment law, in J. d'Aspremont (ed.), *Participants in the International Legal System* (2011) p. 362.
- 13) 日本のロッキード事件の事件の例も挙げられる。J. Salzman, Labour Rights, Globalization and Institutions, *Michigan Journal of International Law*, vol. 21 (2000), p. 769.
- 14) 同年の新国際経済秩序樹立宣言（国連総会決議 3201）も、多国籍企業の受入国による、国家経済の利益のための措置をとることによるその活動の規制及び監督を原則の一つとしている。
- 15) 板倉美奈子「多国籍企業に対する国際的制御の歴史的展開」法の科学37号（2006年）21頁。
- 16) 同上。
- 17) S.R. Ratner, Corporations and Human Rights, *Yale Law Journal*, vol. 111 (2001), p. 462. この論者によると、政府が領域の統治を企業に委ねさえする事象があるという（Freeport-McMoran のイリアンジャヤや Texaco によるコロンビア森林に対する例など）。
- 18) *Ibid.*, p. 463. また、Merck 社や Shell 社などの行動を例に、多国籍企業の側に先進国での事業では良品慣行を遵守するが、途上国のそれでは遵守しない差別的姿勢があることを指摘するものとして、E. Oshionebo, The U.N. Global Compact and Accountability of

- Transnational Corporations, *Florida Journal of International Law*, vol. 19 (2007), p. 20.
- 19) Ratner, *op.cit.*, p. 463.
- 20) Cf. E. De Brabandere, Non-state Actors and Human Rights, in d'Aspremont, *op.cit.*, p. 270.
- 21) 板倉・前掲論文21頁。
- 22) 詳細については、K.P. Sauvant, The Negotiations of the United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations, *Journal of World Investment and Trade*, vol. 16 (2015), p. 11; 福田博編『多国籍企業の行動指針』（時事通信社、1976年）187頁、吾郷真一「国連による多国籍企業の規制」国際問題240号（1980年）15頁、佐分晴夫「多国籍企業行動綱領作成過程の検討」金沢法学28巻2号（1986年）3頁、山崎公士「企業の社会的責任に関する国際的指針」江橋崇編『企業の社会的責任経営』（法政大学出版局、2009年）100頁、根岸可奈子「国連による多国籍企業の行動基準」比較経営研究35号（2011年）77頁などを参照。
- 23) Draft United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations, UN Doc. E/1983/17/Rev. 1, Annexes II and III, reproduced at *International Legal Materials* (hereinafter *ILM*), vol. 23 (1984), p. 626.
- 24) UN Doc. E/1990/94. 本草案の分析として、M. Sornarajah, *The International Law on Foreign Investment*, 3rd ed. (2012), p. 242.
- 25) 経社理決議1993/49, para. 14.
- 26) P. Merciai, *Les entreprises multinationales en droit international* (1993), p. 112.
- 27) 佐分・前掲論文5頁。Cf. Outstanding Issues in the United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations, Report of the Secretariat, UN Doc. E/C.10/1984/S/5 (1984), reproduced at *ILM*, vol. 23 (1984), p. 624, para. 91. 法的拘束力のない形式であっても実効性は確保できるとの議論もあった。
- 28) Draft Code, *ILM*, vol. 23, p. 626, paras.1 (a) and 4. Cf. Report of the Secretariat, p. 607, paras. 9-15. 多国籍企業の定義に関して、当時の社会主義国は国有企業を指針の対象とすることに抵抗したが、含めることで合意が成立したとされる。Merciai, *op.cit.*, p. 115. この定義はOECD行動指針の定義を踏襲したものとみられている。Muchlinski, *Multinational Enterprises*, p. 14.
- 29) Draft Code, *ILM*, vol. 23, p. 626. 83年草案には目的の記述はないが、作業グループ議長案では指針の目的として、多国籍企業が国の開発などの目標に従って行う貢献を奨励すること、多国籍企業の問題に関する国家間の協力を促進し並びにそれら企業の国際的性格並びに国の法及び政策の抵触から生じる困難を軽減すること、並びに国と多国籍企業の相互に利益となる関係を導く環境を創出することが挙げられていた。UN Doc. E/C.10/1984/S/5, *ILM*, vol. 23, p. 613, para. 42.
- 30) 内国民待遇の規定についても対立があった（途上国は広範な例外を主張した）。Muchlinski, *Multinational Enterprises*, p. 595; Merciai, *op.cit.*, p. 116.
- 31) *Ibid.*, p. 115. 原則については合意があったものの、争点となったのは、多国籍企業が有利なビジネス環境を得るため受入国政府と交渉する活動についてであった。受入国法の



認める範囲で許容される, または禁止の範囲を受入国の政治社会体系への破壊的活動とするなどの定式が提案された。最終的には, 国の統治が確立していれば内政干渉を防げることから, 争点とならなくなったとされる。Sornarajah, *op.cit.*, p. 250.

- 32) United Nations Centre on Transnational Corporations, Outstanding Issues in the Draft Codes of Conduct for Multinational Enterprises, UN Doc. E/C.10/1985/S/2, para. 24. Cf. Sauvart, *op.cit.*, pp. 25 and 45. 佐分・前掲論文11頁によると, 多国籍企業の法主体性も議論となり, 企業の規制を推進しようとした途上国が, 多国籍企業の法主体性を否定する立場(法主体性の付与によって受入国の規制の権利が縮減されることを嫌ったため)であるのに対して, 先進国は逆に多国籍企業の保護を進める立場から, 法主体性の付与を主張したという。
- 33) The OECD Guidelines for Multinational Enterprises, reproduced at *ILM*, vol. 15 (1976), p. 969. なお, 本指針の詳細は以下を参照, 福田編・前掲書111頁, 小寺彰「多国籍企業と行動指針」総合研究開発機構編『企業の多国籍化と法 I』(三省堂, 1986年) 274頁, 同「多国籍企業行動指針の法的意味」総合研究開発機構編『経済のグローバル化と法』(三省堂, 1994年) 16頁, 最首太郎「OECD 多国籍企業ガイドラインの法的効果」法学新報102巻3・4号(1995年) 223頁, 王曉南「OECD 多国籍企業ガイドラインの機能の再検討」大学院研究年報(中央大学法学研究科) 34号(2005年) 403頁。
- 34) Declaration on International Investment and Multinational Enterprises, reproduced at *ILM*, vol. 15, p. 967, I.
- 35) 小寺・前掲論文(「多国籍企業と行動指針」) 324頁, 最首・前掲論文225頁。なお, OECD の非加盟国で本指針に参加している国もある(アルゼンチン, ブラジルなど12カ国)。
- 36) Decision of the Council on Inter-Governmental Consultation Procedures on the Guidelines for Multinational Enterprises, reproduced at *ILM*, vol. 15, p. 977.
- 37) Merciai, *op.cit.*, p. 102; Clapham, *op.cit.*, p. 201. Merciai によれば, 投資の多国間保護と各国による企業の取扱いの規則を要求した米国の立場が大きかったという。
- 38) OECD Guideline, *ILM*, vol. 15, p. 969, paras. 1-2.
- 39) *Ibid.*, p. 971, paras. 8-9. 現行の指針では I4 及び I5 に類似の規定がある(I6 では中小企業による遵守も奨励されている)。OECD, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 2011 Edition* (2011), p. 17.
- 40) OECD Guideline, *ILM*, vol. 15, p. 972. 行動指針の実体的規定にも, 「考慮すべきである」(「金融」), 「確保に努めるべきである」「最大限実行可能な範囲で」(「科学と技術」)といった, 柔軟な文言が用いられている。Cf. Merciai, *op.cit.*, p. 104. 現行の指針のIIの柱書でも, そこで活動する国の確立された政策を考慮すべきであるだけでなく, 他の利害関係者(II.A.13 でビジネスパートナーへの言及がある)の見解をも考慮すべきものとされている。OECD, *2011 Edition*, p. 19. I.2 でも, 企業が国内法に従うことは第一の義務であるとされている。*Ibid.*, p. 17.
- 41) 他方で, 多国籍企業はその活動が本国及び活動国の国家政策に調和することを確保すること, 及び国との相互の信頼を強化することに助力すべきであり, すべての国が管轄内の

- 企業の活動の条件を定める権利を有する（ただし、国際法に従って）ことも述べている。OECD Guideline, *ILM*, vol. 15, p. 970, para. 6. 現行のバージョン（2011年）でも、I.1で「本指針は政府によって多国籍企業に宛てられた勧告である。それは適用可能な法及び国際的に承認された基準に合致した良き慣行の原則及び基準を提供するものである。企業による指針の遵守は任意のもので法的に執行可能なものではない。しかし、指針によってカバーされる一定の事項は国内法または国際的約束によって規制されることもある」とされる。OECD, *2011 Edition*, p. 17. 前文の冒頭にも類似の文章がおかれている。*Ibid.*, p. 13. I.2でも、企業が国内法に従うことは第1の義務であるともされている。*Ibid.*, p. 17.
- 42) H. Schwamm, *The OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, *Journal of World Trade Law*, vol. 12 (1978), p. 348.
- 43) *Decision on Inter-Governmental Procedures*, *ILM*, vol. 15, p. 978, para. 3.
- 44) Merciai, *op.cit.*, p. 107.
- 45) *Ibid.*, p. 105.
- 46) OECD, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises, Revision 2000* (2008), p. 12 and 14, I.2, II.2 and II.10. 人権に関しては、労働組合の結成、児童労働及び強制労働の禁止、並びに被用者の差別の禁止などが盛り込まれていた。*Ibid.*, p. 17, IV. 改訂作業の紹介として、S. Tully, *The 2000 Review of the OECD Guidelines for Multinational Enterprises, International and Comparative Law Quarterly* (hereinafter *ICLQ*), vol. 50 (2001), p. 394. 人権の尊重、環境保護、腐敗の防止は重要な発展であると評価される。Clapham, *op.cit.*, p. 207. なお、OECD 理事会は分野毎に企業活動が及ぼす負の影響や取引相手との関係についてのデュー・ディリジェンスに関する勧告を採択しているが、2018年に一般的な、「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス指針」が投資委員会によって承認され、理事会によって勧告されている。
- 47) この時の改訂でも、人権の尊重に関する部分の拡充が行われている。OECD, *2011 Edition*, pp. 19 and 31, II.A.2 and IV. Cf. J. Wouters and A.-L. Chané, *Multinational Corporations in International Law*, in Noortmann *et al.*, *op.cit.*, p. 244.
- 48) *Decision of the OECD Council on the OECD Guidelines for Multinational Enterprises of 27 June 2000*, in OECD, *Revision 2000*, p. 30. NCP は、特定の事例における指針の実施に関して生じた争点の解決に寄与するとされ、NCP はまず提起された争点がさらなる検討に値するかを評価し、そう評価した場合は、争点の解決のため当事者に周旋を提供する。手続の終結にあたって、NCP は (1) 争点がさらなる検討に値しない、(2) 当事者が合意に達した、(3) 当事者が合意に達しなかったまたは手続に参加しなかったとの声明を发出する。(3)の声明には、指針の実施に関する適当な勧告が含まれる。争点の提起はそれが発生した国の NCP で行われるが、企業の本国など他国の NCP と協議する。争点が非参加国において生じた場合は、「争点の理解を進展させる措置を講じ」関連しかつ実際的な場合は手続を進めるとされる。

投資委員会は、NCP からの年次報告や指針の解釈に関するものを含む NCP からの援助の要請を検討するほか、参加国などからの NCP の指針の解釈についての付託に明確化を行うことを検討するとされる。ただし、コメントリーによれば、指針の非拘束的性格に

より、投資委員会は司法機関として行動できないし、NCPの認定を問題にすべきではないとされる。Procedural Guidance, in OECD, *2011 Edition*, p. 72, I.C, II.1 and II.2. ゆえに上訴審として機能しない(NCPの解釈が誤りであったと決定しても拘束力はなく遡及しない)。NCPの活動の事例やデータについては、OECDのWebサイト<<https://mne.guidelines.oecd.org/ncps/>>を参照。指針規定の違反が認定された事例もある(2008年の英国NCPによるRAID対DAS Air事件の最終声明など)ほか、数少ないが投資委員会がNCPの指針解釈が正確ではなかったと決定した事例も存在する。

なお、Schulerは、参加国からも独立した国別NCPによる指針の非集権的な実施が実効性を得ていると評価する。G. Schuler, *Effective Governance through Decentralized Soft Implementation*, in Bogdandy *et al.* (eds.), *The Exercise of Public Authority by International Institutions* (2010), p. 211. 他方で、Oshioneboは、サプライチェーンの事例に対する申立の受理が否定されること、大半のNCPが政府職員で構成されていることが独立・公平性への疑問を生じること、NCPによって仲介にとどまるか(米国など)違反の認定まで行か(英国など)の自己の役割の理解が異なること、NGOなどの申立者と多国籍企業の間に資金や情報入手などで格差があること、強制・制裁がなければ企業の手続参加や遵守を促進しないことなどを指摘している。E. Oshionebo, *The OECD Guidelines for Multinational Enterprises as Mechanisms for Sustainable Development of Natural Resources*, *Lewis and Clark Law Review*, vol. 17 (2013), p. 573.

49) Clapham, *op.cit.*, p. 207.

50) Merciai, *op.cit.*, p. 107; J. Huner, *The Multilateral Agreement on Investment and the Review of the OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, in M. Kamminga and S. Zia-Zarif (eds.), *Liability of Multinational Corporations Under International Law* (2000), p. 202. 付託された事案をいわば仮設的事例として扱うという。最首・前掲論文233頁。「明確化」がされた事例の一つである1977年のBadger社事件については小寺・前掲論文〔「多国籍企業と行動指針」〕336頁を、同年のHertz社事件(指針の解釈としてILO 3者原則宣言が参照された例としても知られる)の概要については、最首・前掲論文243頁を参照。委員会の見解は、多国籍企業の定義(1979年の航空会社グループ事件)や労働者の権利(上記のHertz社事件や、一定の場合に子会社の被用者に対する親会社の義務を認めた1980年のBritish Oxygen社事件など)について判例法的な発展をしているという。Merciai, *op.cit.*, pp. 108 and 290. Claphamは、非参加国領域における活動が対象となった事例(2002年にグアテマラにおける韓国企業の行動の例など)を紹介している。Clapham, *op.cit.*, pp. 204-210. なお、現行の指針では、委員会は指針のカバーする事項に関して非参加国に関与し協力に努めなければならないとされる。Amendment of the Decision of the Council on the OECD Guidelines for Multinational Enterprises, in OECD, *2011 Edition*, p. 68, II.3.

51) Merciai, *op.cit.*, p. 262; Clapham, *op.cit.*, p. 210. 指針の改訂や実施手続におけるステークホルダー(企業団体、労働組合、NGOなど)の参加、遵守がたもたらす多国籍企業の評判への効果、遵守手続による指針の事実上の拘束により、良い効果を生んでいると指摘するものとして、G. Schuler, *Effective Governance through Decentralized Soft Implemen-*

tation, *German Law Journal*, vol. 9 (2008), 1753.

他方で、指針の文言の具体性の欠如とあいまいさ、強制メカニズム及び制裁の欠如を理由に、効果を上げておらず、企業の行動にも影響を与えていないとの見方もある。例えば、S. Deva, *Human Rights Violations by Multinational Corporations and International Law*, *Connecticut Journal of International Law*, vol. 19 (2003), p. 11.

- 52) 規定内容が精確さを欠いている点も法的拘束力を欠いていることの傍証となると述べるものとして、小寺・前掲論文（「多国籍企業と行動指針」）326頁。また、指針は、ガイドラインを採択した国がそれを国内的に実施してゆくという政策を表明したものと理解される。ゆえに、それを具体化した国内法が制定された例もあり、また国内裁判所が法解釈において参照する余地はあると述べるものとして、小寺・同上333頁、最首・前掲論文228・237頁。国際条約の解釈において参照された事例もあるという。また、国内裁判所で考慮された例については参照、P. T. Muchlinski, *Corporations in International Litigation*, *ICLQ*, vol. 50 (2001), p. 7. コンゴ民主共和国の天然資源の収奪に関する国連専門家パネル報告書（2002年）が、一定の企業が武装集団の人権侵害に寄与して OECD 指針に違反したと認定した例がある（UN Doc. S/2002/1146, para. 175）が、孤立した事例のように思われる。なお、現行の指針の前文第1パラグラフは、指針参加国が、実施手続に関する理事会決定に従って指針を実施する「拘束力ある約束」をしていると述べている。OECD, *2011 Edition*, p. 13.
- 53) 拘束力ある決定を下す権限や制裁を科す権限が付与されていないのは、拘束力の付与が意図されていないことを示すという。De Brabandere, *op. cit.*, p. 275. 人権条約の実施手続のように、実施手続の裁定の拘束力と規範の拘束力の有無は切り離して考えるべきである。
- 54) Baade は以下の Badger 社事件における国際投資及び多国籍企業委員会の見解を引用している。すなわち、起源において任意のものであっても時の経過とともに、一般的な受諾と頻繁な適用によって、それを受諾していない多国籍企業にとっても、慣習法となりうるという。Reproduced at T. Vogelaar, *Multinational Enterprises. The Guidelines in Practice*, *OECD Observer*, no. 86 (1977), p. 7. Cf. J. Robinson, *Multinationals and Political Control* (1983), p. 128.
- 55) 1977年の OECD 理事会において米国代表が、指針が法となることを意図していないし、国及び企業からも受容されていないがゆえに、指針の任意の性格が慣習法の生成をもたらさないこと、及び慣習法が国家以外の実体に義務を付与することが乏しいこと（国家に義務づけることによって権利は付与しうるが）を指摘していることを引用して、Baade は二つの問題があることを認めている。なお、指針の慣習法化の可能性の先例として、植民地独立付与宣言のフォローアップ手続が当該宣言を慣習法へと変容させた例を挙げる。H. W. Baade, *The Legal Effects of Codes of Conduct for Multinational Enterprises*, in N. Horn (ed.), *Legal Problems of Codes of Conduct for Multinational Enterprises* (1980), p. 3. なお、指針の該当の箇所は、OECD Guideline, *ILM*, vol. 15, p. 971, para. 11.
- これに対する Brownlie のコメントは、規範に対する受諾を意味する諸国の黙認を発見することの問題であると述べ、先例で取り扱われたのは具体的な主題に関する具体的な義

務に対するものであったと指摘する。また、植民地独立付与宣言は国連憲章の解釈を示すがゆえに有権的であると批判している。I. Brownlie, *Legal Effects of Codes of Conduct for MNEs*, in Horn, *op.cit.*, p. 39.

- 56) Merciai, *op.cit.*, p. 199.
- 57) 最首・前掲論文228頁は、多国籍企業が条約締結などの「国際的規範創設過程」への直接的参加資格がないので、国際法人格の本質的属性を欠き、その行動は慣習法の要件である法的確信の要素とはならないという。
- 58) 指針を実施する国家の行動が国家実行に該当することもありうるが、慣習法化するとしても指針の一部であり、また限られた国の間でのみであると述べるものとして、最首・前掲論文250頁。
- 59) 国際司法裁判所の北海大陸棚事件判決, *ICJ Reports 1969*, p. 27, para. 30.
- 60) Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy, reproduced at *ILM*, vol. 17 (1978), p. 422. 本宣言については、H. Günter, *The Tripartite Declaration of Principles (ILO)*, in Horn, *op.cit.*, p. 155; R. Blanpain (ed.), *Multinational Enterprises and Social Challenges of the XXIst Century* (2000).
- 61) Merciai, *op.cit.*, p. 135. なお、本原則宣言の審議の過程では、国際労働基準を支える原則は、国家以外の社会構成員の積極的な協力があってはじめて達成できるとの見解があった (ILO Doc. GB. 273/SDL/1, para. 5) 一方で、民間部門イニシアチブに対し評価・勧告を行うことは ILO の国際機関としての権限の問題を提起するとの議論 (*ibid.*, para. 28) もあった。
- 62) Tripartite Declaration, *ILM*, vol. 17, p. 423, paras. 1-2.
- 63) *Ibid.*, p. 424, paras. 6-11.
- 64) *Ibid.*, paras. 8-9.
- 65) ILO, *Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy*, 3rd ed. (2001), p. 3, para. 8. 基本的権利として、結社の自由及び団体交渉権、強制労働の廃止、児童労働の廃止並びに雇用及び職業に関する差別の廃止を挙げている。
- 66) ILO, *Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy*, 5th ed. (2017), p. 4, para. 10. なお、2006年改正についてであるが、本宣言における企業の人権責任を考察したものとして、J.L. Černič, *Corporate responsibility for human rights*, *Miskolc Journal of International Law*, vol. 6 (2009), p. 24.
- 67) Tripartite Declaration, *ILM*, vol. 17, p. 424. また、すべての当事者が国の主権の権利を尊重し、国の法に従い、現地の実行に妥当な考慮を払い、関連国際基準を尊重すべきであり、さらに、活動する国の確立された一般的政策目的を十分に考慮すべきであるとされている。*Ibid.*, p. 424, paras. 8 and 10.
- 68) 例えば第10パラグラフ, *ibid.*, p. 425.
- 69) Merciai, *op.cit.*, p. 140.
- 70) ILO Doc. GB. 205/10/2 (1978).
- 71) ILO Doc. GB. 214/6/3 (1980). Cf. Merciai, *op.cit.*, p. 140. 事実の認定も行われるとい

う。Muchlinski, *Multinational Enterprises*, p. 459. 例えば, Bankers' Trust 事件 (1985年) では, 所属する労働組合に通知することなく行う解雇の実行が3者原則宣言に反するとされた。ILO Doc. GB. 229/13/13, p. 2. 同事件や Michelin 事件のように同じ事件が OECD 指針と ILO 3者宣言の両方の手続に付託されることもある。Merciai, *op.cit.*, p. 291.

- 72) *Ibid.*, p. 142; Clapham, *op.cit.*, p. 218.

本稿では筆者の能力の限界により, 企業を対象とした他の行動指針を取り上げることはできなかった。それらについては参照, Merciai, *op.cit.*, p. 87. なお, 国連貿易開発会議の制限的商慣行規制原則 (1980年) については, 位田隆一「制限的商慣行の国際的規制」岡山大学法学会雑誌31巻 (1981年) 209頁参照。

- 73) グローバル・コンパクトに関する文献は多岐にわたるが, 筆者が主に参照したものとして, 大泉敬子「グローバル化の進む世界と国連」世界法年報23号 (2003年) 13頁, 三浦聡「国連グローバル・コンパクト」ジュリスト1254号 (2003年) 106頁, 江橋宗編『グローバル・コンパクトの新展開』(法政大学出版局, 2008年), 江橋編・前掲書 (企業の社会的責任経営), 板倉・前掲論文20頁, 根岸可奈子「多国籍企業と国連グローバル・コンパクトの関係」中央大学大学院研究年報38号 (2008年) 189頁。
- 74) 現在は文言が変わっており, 特に第2は「協働と革新に重きを置きつつ, 国連持続可能な開発目標 (SDGs) のような, より広範な社会目標を前進するための戦略的行動をとること」となっている。国連グローバル・コンパクトの Web サイト (<http://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission>) (2019年3月31日閲覧。以下同じ) 参照。
- 75) The Ten Principles of the UN Global Compact, 前掲 Web サイト。国連総会の態度については, 「グローバル・パートナーシップに向けて」と題する総会決議 55/215 (2000年) は, 国連の政府間 (組織) の性質を強調し, グローバル・コンパクトを含む国連事務総長の報告書を考慮して, 国連と関係パートナーとの協力を強化する方法及び手段に関する加盟国の見解を求めるよう事務総長に要求した。2002年の同名の総会決議 56/76の前文は, グローバル・コンパクトのようなイニシアチブに加盟国の注意を喚起した。決議 62/211 (2008年) ではグローバル・コンパクトの活動を奨励し, さらに決議 64/223 (2010年) では, グローバル・コンパクトの原則を約束する私の実体への関与を国連に求め, 責任あるビジネス慣行へのグローバル・コンパクトの貢献を認めるにいたった。
- 76) 国連グローバル・コンパクトの Web サイト (<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>)。内容は「ビジネスと人権に関する指導原則」の報告書 (Ruggie 報告書) のほか, 設置されたいくつかの作業部会の報告書を受けて変更及び具体化がされている。以前の人権に関するコメントリーについては, 参照, Clapham, *op.cit.*, p. 219. 企業による加担の三つの形態の分類は, 2001年の人権高等弁務官の国連総会への報告書に見られる。UN Doc. A/56/36/2001, paras. 109-111. 男女平等の分野におけるグローバル・コンパクトの具体化については, 大西祥世「雇用における男女平等の実効的な推進」法學志林109巻 (2010年) 57頁, 同「企業・国連・政府の協働による人権の実現」同110巻 (2012年) 59頁参照。
- 77) 参加をコミットする書簡の雛形に記載されている。前掲 Web サイト参照。参加した企

業に奨励される対話、学習などのメカニズムについては、大泉・前掲論文22頁参照。

- 78) この対話促進手続では、第三者から系統的または著しい違反の申立てがあった場合、グローバル・コンパクト事務局が一見したところ軽微な申立てであると判断すれば対象企業に伝達するのみで終了する。一见したところ軽微な申立てではないと判断した場合は、対象参加企業に書面によるコメントを申立者と事務局に交付するよう要請し、申立事項について措置をとった場合、その報告を受ける（事務局から申立者に通知する）。事務局は対象企業に指針及び援助を与える。企業が対話を拒否する場合は、その限りで報告書提出における「non-communicating」の企業として公表され、その継続が国連グローバル・コンパクトの評判に損失を与えると判断されれば除名の対象となる。この手続は、遵守を目的にするものであって、法的な請求に関わらないとされる。ほかに、国連グローバル・コンパクトのロゴマークの企業による使用の拒否の制裁もある。参照、グローバル・コンパクトの Web サイト (<<https://www.unglobalcompact.org/about/integrity-measures>>)。

グローバル・コンパクトの事務局は、事務総長直属の事務局と参加国連機関などが担当しているほか、2006年には事務総長によりレビューのためのグローバル・コンパクト委員会が設置された。

- 79) 正確な参加・団体数とその名前はグローバル・コンパクトの前掲 Web サイトで閲覧可能である。
- 80) Clapham, *op.cit.*, p. 219.
- 81) 一方で、企業の報告書は公表されるので市民社会の監視を受け、虚偽があれば企業の評判を下げるので、企業の履行を促すとみる見解もある。E.A. Duruigbo, *Multinational Corporations and International Law* (2003), p. 152. 他方で、企業の参加は単なる企業 PR でしかないと評する向きもある。Cf. Z. Tévar, Shortcomings and Disadvantages of Existing Legal Mechanisms to Hold Multinational Corporations Accountable for Human Rights Violations, *Cuadernos de derecho transnacional*, vol. 4 (2012), p. 405. 同様の NGO の批判については参照、A.M. Taylor, The U.N. and the Global Compact, *New York Law School Journal of Human Rights*, vol. 17 (2001), p. 980. Oshionebo は、企業の評判や市場の反応を通じて原則の遵守を促す手法の成否は企業の特徴に依存するので、利益優先の姿勢をとる企業には効果がなく、企業はほかにもそのイメージを操作する手段を持ち、その生産する物が生活必需品であったり生産者の特定が困難な物であったりすれば、有効に機能しないと指摘する。結局、具体的な基準と強制のメカニズムを備えるべきであると主張する。Oshionebo, The U.N. Global Compact, pp. 17 and 22.
- 82) J. Ruggie, *Just Business* (2013), p. 58. 先進国の支持が少なく、北米の企業の参加も少ないことを指摘するものとして、Oshionebo, The U.N. Global Compact, p. 25. 逆に、国際社会の多数を占める途上国の意向を踏まえなかった点も問題とされる。大泉・前掲論文24頁。
- 83) 板倉・前掲論文27頁、三浦・前掲論文111頁。当然国連事務局もグローバルな企業とそのサプライチェーンを監視する財政その他のリソースを持ち合わせていない。J.G. Ruggie, The Theory and Practice of Learned Network, *Journal of Corporate Citizenship*, vol. 5 (2002), p. 32. 国連と企業とのパートナーシップが持つ他の問題点については、三

浦・前掲論文110頁。

- 84) Ruggie, *The Theory and Practice*, p. 32.
- 85) 中村耕一郎『国際合意論序説』（2002年）107頁。また参照、小寺彰「現代国際法学と「ソフトロー」」小寺彰・道垣内正人編『国際社会とソフトロー』（有斐閣、2008年）3頁、齋藤民徒「国際法学におけるソフトロー概念の再検討」同上23頁。
- 86) Annan の発言及びグローバル・コンパクトの Web サイト。参照、大泉・前掲論文21頁、根岸・前掲論文（「多国籍企業と国連グローバル・コンパクトの関係」）192頁。
- 87) Cf. J. Ruggie, *Interim report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises*, UN Doc. E/CN.4/2006/97, para. 61.
- 88) *Prosecutor v. Tadić (Decision on the Defence Motion for Interlocutory Appeal on Jurisdiction)*, Case No. IT-94-1-AR72 (1995), para. 108.
- 89) Hessbruegge, *op.cit.*, p. 39. これとは別に、企業が国連とパートナーの関係に立つことによって、国連における地位が上昇し、もはや国際法主体ではないとはいえないとの一種の事実的アプローチに立つ見解もある。Oshionebo, *The U.N. Global Compact*, p. 34.
- 90) De Brabandere, *op.cit.*, p. 276.
- 91) 企業が「遵守」しているとしても、それが商業的または道義的動機によるものとして、*ibid.*
- 92) 国際司法裁判所のエーゲ海大陸棚事件判決（1978年）は、文書が条約であるかどうかは、その形式だけではなく、それが表現する行為や取引の性質によるもので、その決定にあたっては現実の文言や作成された具体的状況を考慮しなければならないとのアプローチをとった。*ICJ Reports 1978*, p. 40, para. 96.
- 93) D. Weissbrodt, *Corporate Human Rights Responsibilities*, *Zeitschrift für Wirtschafts- und Unternehmensethik*, vol. 6 (2005), p. 284. Cf. Clapham, *op.cit.*, pp.207 and 216.
- 94) De Brabandere, *op.cit.*, p. 276.

[未完]